

令和５年度豊中市人事行政の運営の状況
(給与・定員管理等) 及び公平委員会の業務の状況

これは人事行政の透明性を高めるために、地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第５８条の２及び豊中市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づいて公表するものです。

令和６年１０月 豊中市

目次

1	職員の任免及び職員数に関する状況.....	1
(1)	部門別職員数の状況と主な増減理由.....	1
(2)	部局別職員数の状況.....	1
(3)	職員の任免（採用・退職）の状況.....	2
(4)	年齢別職員構成の状況.....	2
(5)	教職員の任免及び職員数に関する状況.....	2
(6)	等級および職制上の段階ごとの職員数.....	3
2	職員の人事評価の状況.....	9
3	職員の給与の状況.....	9
I	総括.....	9
(1)	人件費の状況（普通会計決算）.....	9
(2)	職員給与費の状況（普通会計決算）.....	9
(3)	ラスパイレス指数の状況.....	9
(4)	給与制度の総合的見直しの実施状況について.....	10
(5)	特記事項.....	10
II	職員の平均給与月額、初任給等の状況.....	11
(1)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況.....	11
(2)	職員の初任給の状況.....	12
(3)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況.....	12
III	一般行政職の等級別職員数等の状況.....	13
(1)	一般行政職の等級別職員数の状況.....	13
(2)	昇給への勤務成績の反映状況.....	14
IV	職員の手当の状況.....	14
(1)	期末手当・勤勉手当.....	14
(2)	退職手当.....	15
(3)	地域手当.....	15
(4)	特殊勤務手当.....	15
(5)	時間外勤務手当.....	17
(6)	その他の手当.....	17
V	特別職の報酬等の状況.....	19
VI	公営企業職員の状況.....	20
(1)	水道事業費用.....	20
(2)	下水道事業費用.....	23
(3)	病院事業費用.....	27
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況.....	31
5	職員の休業の状況.....	32
6	職員の分限及び懲戒処分の状況.....	32
7	職員のサービスの状況.....	32
8	職員の退職管理の状況.....	33
9	職員の研修の状況.....	33
10	職員の福祉及び利益の保護の状況.....	34
11	公平委員会の業務状況.....	35

1 職員の任免及び職員数に関する状況 ※(1)から(4)、(6)には教職員を含まない。

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	13	12	▲1	職員の適正配置
		総務	346	355	9	職員の適正配置
		税務	105	108	3	職員の適正配置
		民生	730	783	53	職員の適正配置
		衛生	297	304	7	職員の適正配置
		労働	9	9	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	11	9	▲2	職員の適正配置
		土木	249	252	3	職員の適正配置
		小計	1,763	1,835	72	〈参考〉人口1万人あたり職員数45.2人
	教育部門	271	273	2	職員の適正配置	
	消防部門	412	408	▲4	職員の適正配置	
	小 計	2,446	2,516	70	〈参考〉人口1万人あたり職員数62.0人	
公営企業等部門	病院	822	827	5	職員の適正配置	
	水道	125	124	▲1	職員の適正配置	
	下水道	129	127	▲2	職員の適正配置	
	その他	79	77	▲2	職員の適正配置	
	小 計	1,155	1,155	0		
合 計			3,601	3,671	70	〈参考〉人口1万人あたり職員数90.4人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する常勤職員の実数であり、定数外の派遣職員を含み、短時間勤務職員、会計年度任用職員、臨時職員（12月の任用を超えないもの）を除いています。
- 2 令和5年の条例定数は3,648人、令和6年の条例定数は3,708人です。
- 3 (暫定)再任用短時間勤務職員（定年退職後に引続き短時間勤務の職員として勤務する者）の数は、令和5年4月1日現在で127人、令和6年4月1日現在で102人です。（定年前）再任用短時間勤務職員（60歳到達以後、定年前に退職した者で、定年退職日まで引続き短時間勤務の職員として勤務する者）の数は、令和5年4月1日現在で0人、令和6年4月1日現在で9人です。また、任期付短時間勤務職員（任期を定めて短時間勤務の職員として勤務する者）の数は、令和5年4月1日現在で194人、令和6年4月1日現在で188人です。

(2) 部局別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 局	令和5年	令和6年	増減
市長部局	1,818	1,888	70
豊中病院	822	827	5
上下水道局	253	251	▲2
消防局	412	408	▲4
教育委員会	270	272	2
選挙管理委員会	8	8	0
監査委員事務局	5	5	0
市議会事務局	13	12	▲1
合 計	3,601	3,671	70

- (注) 職員数は、一般職に属する常勤職員の実数であり、定数外の派遣職員を含み、短時間勤務職員、会計年度任用職員、臨時職員（12月の任用を超えないもの）を除いています。

(3) 職員の任免（採用・退職）の状況

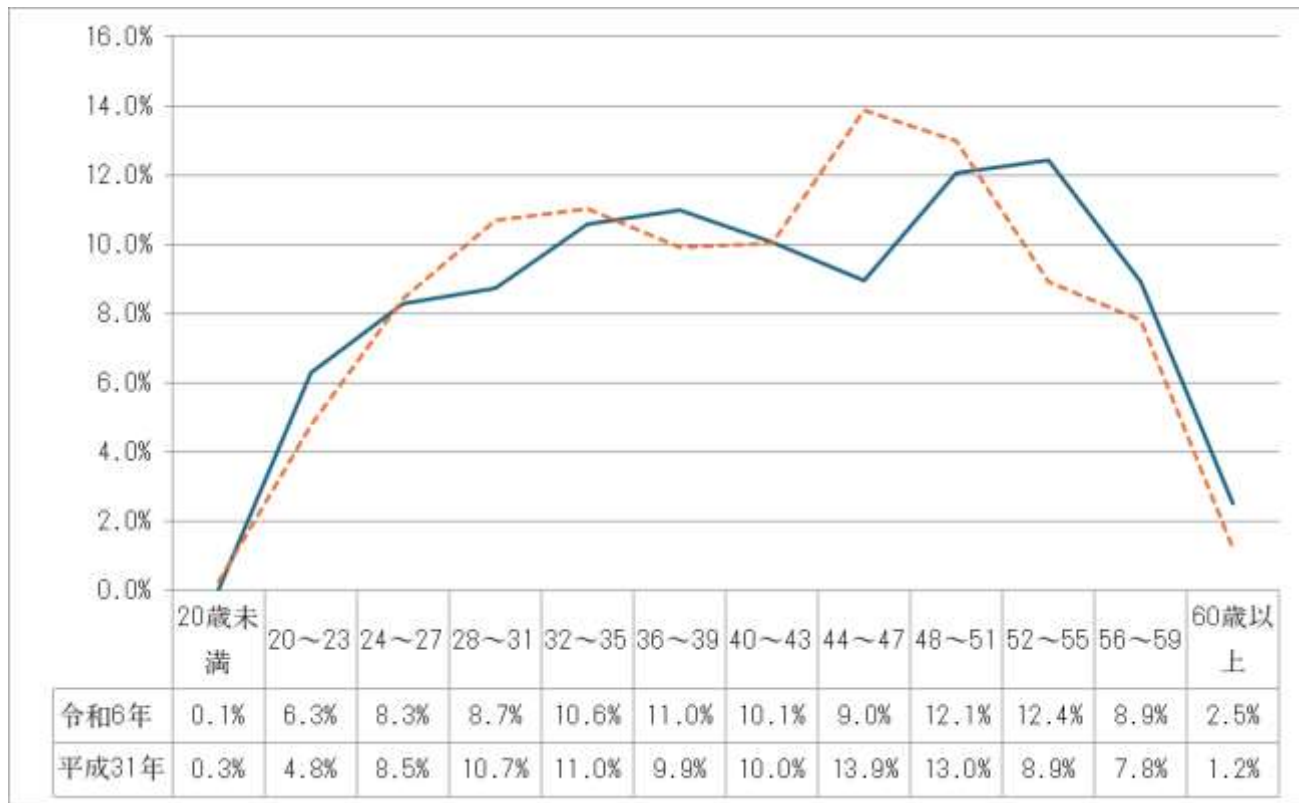
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの採用者数は269人、退職者数は203人です。

(注) 採用者数および退職者数は、一般職に属する常勤職員（育児休業代替任期付職員を除く）の実数であり、短時間勤務職員、会計年度任用職員、臨時職員を除いています。

(4) 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)

構成比



実線：令和6年の構成比

点線：平成31年の構成比

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	231人	305人	321人	388人	404人	370人	329人	443人	457人	328人	93人	3,671人

(5) 教職員の任免及び職員数に関する状況

(令和5年4月1日現在)

職 種	職 階	役 付 者			教諭・養護教諭 栄養教諭	合計
		校長級	教頭級	計		
教諭等（人）		55人	59人	114人	1,619人	1,733人
うち女性		20人	23人	43人	985人	1,028人

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの採用者数は96人、退職者数は31人です。

(6) 等級および職制上の段階ごとの職員数

職員数は、一般職に属する常勤職員の実数であり、定数外の派遣職員を含み、短時間勤務職員・会計年度任用職員・臨時職員・任期付職員を除いています。

行政職給料表（一）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	部長等の職務 教育委員会及び市議会の事務局長の職務 会計管理者の職務 消防局長の職務	20	1.1	監 3 人 部長 10 人 理事 3 人 事務局長 2 人 会計管理者 1 人 消防局長 1 人
2 等級	次長、課長等の職務 選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局長の職務	181	10.3	次長 24 人 参事 5 人 人材戦略長 1 人 保険長 1 人 事務局長 2 人 センター長 1 人 課長 51 人 所長（課長級）3 人 園長（課長級）19 人 主幹 74 人
特 3 等級	課長補佐等の職務 選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局長補佐の職務 分室長の職務	198	11.2	課長補佐 95 人 副主幹 72 人 局長補佐 2 人 所長補佐 5 人 所長（補佐級）1 人 園長（補佐級）5 人 副園長（補佐級）18 人
3 等級	係長等の職務	657	37.3	係長 148 人 主査 473 人 主任（係長級）28 人 副園長（係長級）6 人 副所長（係長級）2 人
4 等級	主事の職務	338	19.2	主事 329 人 フルタイム再任用 9 人
5 等級	1 等級から 4 等級に該当しない高度な知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務	348	19.7	一般職員 319 人 フルタイム再任用 29 人
6 等級	1 等級から 5 等級までに該当しない業務を行う職務	21	1.2	一般職員 21 人

行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	技能長の職務	134	54.7	技能長 134 人
2 等級	技能主任の職務	92	37.6	技能主任 92 人
3 等級	技能副主任の職務	1	0.4	技能副主任 1 人
4 等級	1 等級から 3 等級に該当しない相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務	14	5.7	一般職員 2 人 フルタイム再任用 12 人
5 等級	1 等級から 4 等級までに該当しない技能職員の職務	4	1.6	一般職員 4 人

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	部長等の職務	1	50.0	部長 1 人
2 等級	次長、課長等の職務	1	50.0	主幹 1 人
3 等級	1 等級及び 2 等級に該当しない医師及び歯科医師の職務	0	0	—

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
特 1 等級	部長等の職務	0	0	—
1 等級	次長、課長等の職務	2	3.8	主幹 2 人
特 2 等級	課長補佐等の職務	4	7.7	課長補佐 1 人 副主幹 3 人
2 等級	係長等の職務	28	53.8	係長 4 人 主査 23 人 主任理学療法士 1 人
特 3 等級	主事の職務	10	19.3	主事 10 人
3 等級	特1等級から特3等級までに該当しない高度な知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務	7	13.5	栄養士 3 人 理学療法士 1 人 作業療法士 2 人 言語聴覚士 1 人
4 等級	特1等級から3等級までに該当しない業務を行う職務	1	1.9	理学療法士 1 人

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	次長、署長等の職務	4	1.0	次長 1 人 署長 3 人
2 等級	課長、副署長（分署長含む）、指揮隊長、副センター長、主幹の職務	23	5.6	センター長 1 人 課長 3 人 副署長（分署長含む） 3 人 指揮隊長 3 人 副センター長 3 人 主幹 10 人
特 3 等級	課長補佐、センター長補佐、指揮副隊長、副分署長、所長、副主幹及び消防司令の職務	48	11.7	センター長補佐 4 人 課長補佐 3 人 指揮副隊長 3 人 副分署長 1 人 所長 18 人 副主幹 19 人
3 等級	係長、主査及び消防司令補の職務	106	25.8	係長 42 人 主査 61 人 消防司令補 3 人
4 等級	主事及び消防士長の職務	159	38.7	主事 144 人 消防士長 8 人 フルタイム再任用 7 人
5 等級	高度な知識、技術又は経験を必要とする消防士の職務	59	14.3	消防士 57 人 フルタイム再任用 2 人
6 等級	消防士の職務	12	2.9	消防士 12 人

病院行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	副院長，事務局長，看護部長及び理事の職務	4	0.7	副院長 1 人 部長 2 人 事務局長 1 人
2 等級	次長，参事，室長，課長，センター長，副看護部長， 特任主幹及び主幹の職務並びにその他これらに準じ 管理者が指定するものの職務	15	2.5	次長 4 人 室長 2 人 センター長 1 人 課長 2 人 主幹 2 人 副看護部長 4 人
特 3 等級	課（室）長補佐，看護師長，副センター長及び副主幹 の職務並びにその他これらに準じ管理者が指定する ものの職務	33	5.5	課長補佐 5 人 看護師長 19 人 室長補佐 4 人 副センター長 2 人 副主幹 3 人
3 等級	係長，主任，副看護師長及び主査の職務並びにその他 これらに準じ管理者が指定するものの職務	165	27.8	係長 10 人 主査 98 人 副看護師長 57 人
4 等級	主事及びその他これらに準じ管理者が指定するもの の職務	165	27.8	主事 164 人 フルタイム再任用 1 人
5 等級	1 等級から 4 等級に該当しない高度の知識又は経験を 必要とする事務職員，技術職員，助産師，看護師及 び准看護師の職務又はこれらに相当する職務	212	35.7	看護師 180 人 助産師 23 人 事務職員 2 人 医療事務専門職員 2 人 フルタイム再任用 5 人
6 等級	1 等級から 5 等級までに該当しない事務職員，技術職 員及び准看護師の職務又はこれらに相当する職務	0	0	—

病院医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	総長，病院長，副院長，医務局長，中央診療局長， 医務局次長，中央診療局次長及び理事の職務並びに 2 等級に該当する職務のうち管理者が指定するもの の職務	41	36.6	病院長 1 人 副院長 3 人 医務局長 1 人 中央診療局長 1 人 医務局次長 1 人 中央診療局次長 1 人 主任部長 5 人 部長 28 人
2 等級	主任部長，部長，センター長，副部長，主任医長及 び医長の職務	37	33.0	副部長 1 人 医長 36 人
3 等級	1 等級及び 2 等級に該当しない医師及び歯科医師 の職務	34	30.4	医師 34 人

病院医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
特1等級	薬剤部長及び薬剤部次長の職務	1	0.9	薬剤部長 1 人
1 等級	部長，副薬剤部長，課長及び主幹の職務並びに副部長の職務のうち管理者が指定するものの職務	6	5.2	部長 4 人 副薬剤部長 2 人
特2等級	課（室）長補佐，副部長及び副主幹の職務並びに 2 等級の職員のうち管理者が指定するものの職務	11	9.5	副部長 5 人 室長補佐 1 人 主任 4 人 副主幹 1 人
2 等級	係長，主任，副主任及び主査の職務	45	38.8	主査 26 人 主任 19 人
特3等級	主事の職務及びその他これに準じ管理者が指定するものの職務	30	25.8	主事 30 人
3 等級	特 1 等級から特 3 等級に該当しない薬剤師の職務並びに特 1 等級から特 3 等級に該当しない困難な業務を行う栄養士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，視能訓練士，歯科衛生士及び歯科技工士の職務並びにこれらに相当する職務	21	18.1	栄養士 2 人 作業療法士 1 人 言語聴覚士 1 人 診療放射線技師 2 人 薬剤師 6 人 理学療法士 6 人 臨床検査技師 3 人
4 等級	特 1 等級から 3 等級に該当しない栄養士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，視能訓練士，歯科衛生士及び歯科技工士の職務並びにこれらに相当する職務	2	1.7	診療放射線技師 1 人 臨床検査技師 1 人

企業行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	監、部長、理事及び技監の職務	2	0.9	部長 2 人
2 等級	次長、参事、課長、センター長、特任主幹及び主幹 の職務	21	9.5	次長 2 人 所長 1 人 センター長 1 人 課長 8 人 主幹 9 人
特 3 等級	課長補佐、副主幹の職務	31	14.0	課長補佐 18 人 副主幹 13 人
3 等級	係長及び主査の職務	103	46.6	係長 27 人 主査 76 人
4 等級	主事の職務	34	15.4	主事 33 人 フルタイム再任用 1 人
5 等級	1 等級から 4 等級に該当しない高度な知識、技術又は 経験が必要とする業務を行う職務	27	12.2	一般職員 22 人 フルタイム再任用 5 人
6 等級	1 等級から 5 等級までに該当しない業務を行う職務	3	1.4	一般職員 3 人

企業行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳
		(人)	(%)	
1 等級	技能長の職務	20	60.6	技能長 20 人
2 等級	技能主任の職務	10	30.3	技能主任 10 人
3 等級	技能副主任の職務	0	0	—
4 等級	1 等級から 3 等級に該当しない相当の技能又は 経験が必要とする技能職員の職務	2	6.1	一般職員 1 人 フルタイム再任用 1 人
5 等級	1 等級から 4 等級までに該当しない技能職員の 職務	1	3.0	一般職員 1 人

2 職員の人事評価の状況

人事制度が公平・公正・透明であって職員にとって納得の得られるものにするために、職務に対する適性や能力実績を公正に評価するとともに努力や成長を評価されたことが職員にわかるような仕組みづくりをしています。

「人事評価」は、職務目標の達成に向けた努力の過程を振り返り、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力および挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、職員の育成につなげることを目的として実施しています。また、人事評価の結果を昇任・昇格を含む人事異動や、昇給および勤勉手当へ反映しています。

評価期間：前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日

3 職員の給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

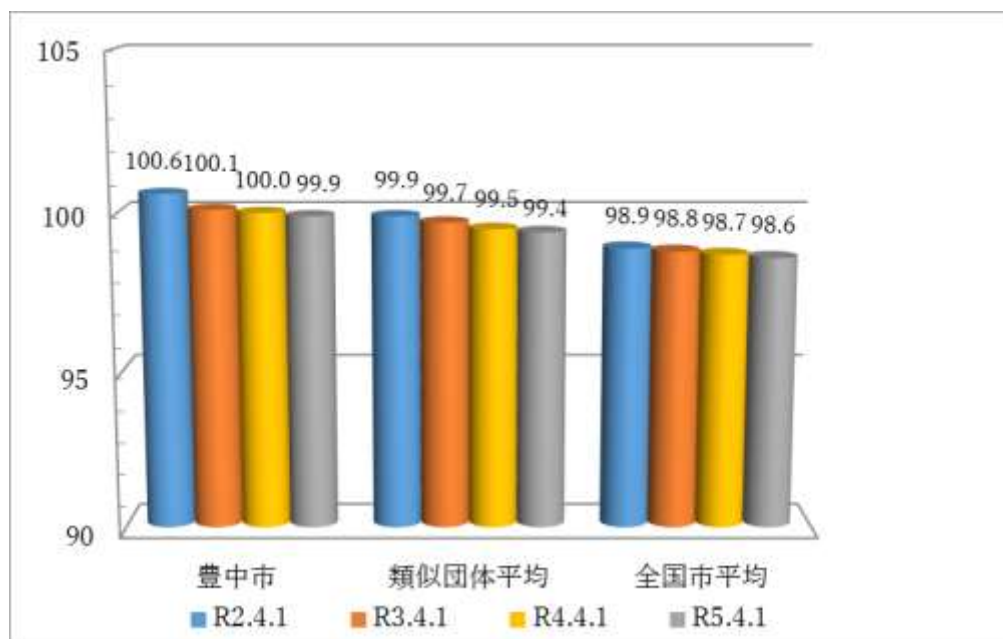
区分	住民基本台帳人口 (5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	405,989 人	178,936,753 千円	5,677,565 千円	27,307,694 千円	15.3%	15.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				短時間勤務職員を除く給与費 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
5年度	2,446 (293) 人	9,938,851 千円	3,063,322 千円	4,454,178 千円	17,456,351 千円	16,470,831 千円	6,730 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含んでいません。
 2 職員数は令和 5 年 4 月 1 日現在の人数です。
 3 職員数の () 内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準 12 % に対し、豊中市においても 12 % を支給。
 (実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。

(参考)

	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の 支給割合	平成 28 年度以降の 支給割合
国基準による支給割合	10 %	10.5 %	12 %
豊中市の支給割合	10 %	12 %	12 %

③その他の見直し内容

* 高齢層職員の 1.5 % 減額措置を廃止。退職手当、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(5) 特記事項

なし

Ⅱ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
豊中市	43.2 歳	325,500 円	428,242 円	391,675 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
豊中市	51.1 歳	228 人	344,900 円	428,483 円	403,376 円
うち清掃職員	51.8 歳	103 人	340,300 円	417,889 円	399,909 円
うち自動車運転手	53.1 歳	16 人	362,100 円	459,269 円	429,063 円
うち学校給食員	49.0 歳	22 人	348,600 円	435,018 円	405,045 円
うち用務員	49.6 歳	9 人	349,000 円	457,367 円	407,100 円

技能労務職員等の給与等について

基本的な考え方

国、周辺自治体との均衡に配慮しつつ、市民の視点に立った公正な制度の確立と、職務・職責、勤務実績に応じた適切な運用が図られるような給与制度を確立します。

具体的な取組内容

豊中市技能職のあり方指針に基づき、平成 28 年 4 月より、職制の見直しを行うとともに、国の行政俸給表（二）に準拠した給料表を適用しています。

③ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
豊中市	43.9 歳	320,400 円	403,851 円	375,675 円

④ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
豊中市	38.8 歳	290,500 円	369,289 円	344,160 円

⑤ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
豊中市	39.7 歳	335,700 円	460,944 円	407,202 円

⑥ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
豊中市	42.1 歳	311,900 円	397,469 円	365,084 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		豊中市
一般行政職	大学卒	208,000 円
	高校卒	181,800 円
技能労務職	高校卒	—
	なし	182,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

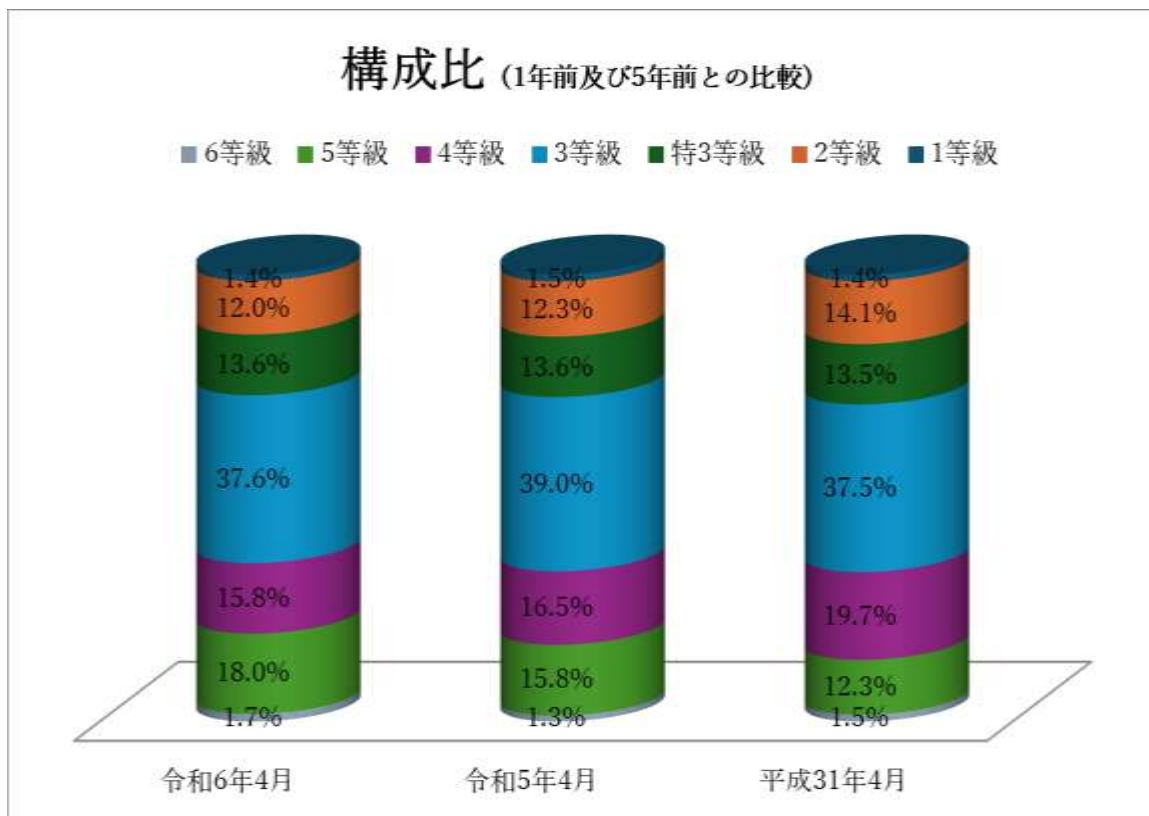
区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	274,321 円	348,190 円	374,458 円	403,629 円
	高校卒	246,283 円	329,350 円	366,217 円	379,222 円
技能労務職	高校卒	— 円	322,400 円	337,400 円	366,647 円
	中学卒	— 円	307,300 円	— 円	— 円

Ⅲ 一般行政職の等級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の等級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1等級	部長・理事	16人	1.4%	459,900円	528,900円
2等級	次長・参事・課長・主幹	142人	12.0%	365,500円	450,100円
特3等級	課長補佐・副主幹	161人	13.6%	323,100円	413,300円
3等級	係長・主任・主査	445人	37.6%	271,600円	389,700円
4等級	主事	187人	15.8%	240,900円	351,000円
5等級	1等級～4等級に該当しない高度の知識又は経験を必要とする事務職員・技術職員	213人	18.0%	203,800円	305,200円
6等級	1等級～5等級に該当しない事務職員・技術職員	20人	1.7%	162,100円	249,400円

- (注) 1. 給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までに おける運用	豊中市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施しない				

Ⅳ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊中市	
1人当たり平均支給額 (令和5年度)	1,618 千円
(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	豊中市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

豊中市		
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置	応募認定退職特例措置 (2～20%加算)	
1 人当たり平均支給額	2,958 千円	20,176 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績(令和5年度決算)			1,283,852 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			452,539 円
支給対象地域	支給率	支給対象地域	支給率
全地域(医師除く)	12%	2,835 人	12%
医師	16%	2 人	16%

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績(令和5年度決算)	48,328 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	77,201 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	22.1%
手当の種類(手当数)	11

手当の名称	支給要件	支給額
1. 市税等賦課徴収業務従事手当	市税(個人の市民税を含む)、又は国民健康保険料の賦課(固定資産の評価を含む)、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、及び放課後子どもクラブ負担金の賦課・徴収に関し、実地に調査・督励(評価・現況調査を含む)、徴収業務等にそれぞれ従事したとき	調査業務 日額 250 円 納入督励業務 日額 250 円 納入された額の 1/100 滞納処分業務 1 件 500 円 上記手当支給限度額 月額 10,000 円
2. 現場作業等従事手当	1)ごみの収集処理作業、水路等若しくは公園内の池のしゅんせつ作業、死獣の廃棄作業又は捕獲した鳥獣の搬送作業に従事したとき	1)日額 600 円
	2)道路上の現場作業のうち、道路の維持若しくは補修作業又は道路(歩道を除く)上から行う公園の補修作業に従事したとき	2)日額 470 円
	3)高木の剪定等の高所作業に従事したとき	3)日額 400 円
	(クリーンランド) 4)ごみ処理作業に 3 時間以上従事したとき	4)日額 570 円
	5)前号のうち正規の勤務時間に含まれる深夜(22 時～翌 5 時)における時間が 5 時間以上の技能職員	5)日額 1,400 円
	6)特に危険又は不健康な作業であって管理者が定めるものに従事したとき	6)日額 200 円

3. 病原菌・感染症取扱手当	鼠族,昆虫等駆除作業に従事したとき 感染症患者等の救護または診療等の業務に従事したとき 狂犬病に関する予防注射等の業務に従事したとき	日額 290 円
4. 放射線取扱手当	放射線取扱業務に従事したとき	日額 230 円
5. 深夜業務従事手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間を言う)において行われる看護又は消防・救急業務等に従事したとき	消防職員 勤務 1 回につき 980 円 深夜の勤務時間が 2 時間以上～5 時間未満 680 円 2 時間未満 480 円
6. 社会福祉業務従事手当	1)法令に基づく公の保護その他の措置の実施に関して、家庭訪問による調査又は指導業務に従事したとき	1)日額 250 円
	2) 身体障害者や知的障害者等の指導業務や介助業務に従事したとき	2)日額 200 円
7. 用地交渉業務従事手当	用地の取得交渉の業務に従事したとき	日額 470 円
8. 防災・災害緊急援助業務従事手当	1)屋外において市規則で定める防災業務に従事したとき	1)日額 1,500 円 但し、午前 6 時～午後 6 時までの間(以下「昼間」)のみの従事にあつては 900 円、午後 6 時から午後 10 時までの間(以下「夜間」)のみの従事又は昼間と夜間にまたがる従事にあつては 1,200 円
	2) 国際緊急援助活動に従事したとき	2)日額 4,000 円 但し、心身に著しい負担を与える時は 6,000 円、現地の治安状況等により心身に著しい緊張を与える時は 8,000 円
9. 消防業務従事手当	1)危険な場所における救急業務若しくは救助業務又は火災原因等の調査業務に従事したとき	出動 1 回 600 円
	2)緊急車両である消防用大型自動車、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車、救助工作車、救急自動車の運転に従事したとき	勤務 1 回 300 円
	3)救急救命に係る業務に従事したとき	勤務 1 回 1,000 円
10. 大型・特殊自動車運転業務従事手当	大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車の運転業務に従事したとき	日額 150 円 (大型自動車又は中型自動車については日額 100 円)
11. 教員特殊業務手当	1) 小学校又は中学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるものに従事したとき ア)非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき イ)児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき ウ)児童又は生徒に対する緊急の補導の業務に従事したとき	ア) 日額 4,000～8,000 円 イ) 日額 3,750～7,500 円 ウ) 日額 3,750～7,500 円

	2)修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うものに従事したとき	日額 4,250 円 (従事した時間が 7 時間 45 分以上である日に限る)
	3) 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うものに従事したとき	日額 4,250 円 (従事した時間が 7 時間 45 分以上である日に限る)
	4)小学校又は中学校の管理下において行われる部活動又は補習若しくは講習における児童又は生徒に対する指導の業務に従事したとき	日額 3,000～3,700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	874,237 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	309 千円
支給実績(令和4年度決算)	904,529 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	320 千円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ		267,610千円	245,289円
住居手当	借家・借間(最高支給額) 31,000円	異なる	借家・借間(最高支給額) 28,000円	228,679千円	358,432円
通勤手当	交通機関等利用者(最高支給額) 55,000円 交通用具利用者 5,000～11,300円	異なる	交通用具利用者 2,000～31,600円	256,001千円	113,476円
管理職手当	支給額 部長(85,000円) 次長(72,000円) 課長(62,000円) (行政職)	異なる	46,300～139,300円 (行政職(一))	178,491千円	753,125円
休日給	祝日に勤務 勤務1時間あたり給与額の135/100 年末年始の休日に勤務 勤務1時間あたり給与額の185/100	異なる	年末年始135/100	(時間外勤務手当に含む)	
初任給調整手当	4種地域 最高限度額 301,800円	同じ		6,041千円	3,020,400円

単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額(交通距離に応じて) 8,000～70,000円	同じ		1,296千円	648,000円
管理職員特別勤務手当	災害等により週休日等に勤務 部長(10,000円/回)、次長・課長(8,000円/回) 勤務日の深夜の場合は 部長(5,000円/回)、次長・課長(4,000円/回) それぞれ勤務が6時間超であれば上記額に150/100を乗じる	異なる	特別調整額の区分 一種12,000円 二種10,000円 三種 8,500円 四種 7,000円 五種 6,000円	9千円	4,500円
義務教育等教員特別手当	任期付常勤講師に対して支給 最高限度月額 7,100円			1,559千円	37,120円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域に在勤する職員に支給 在勤地域・世帯等の区分に応じて7,360円～26,380円	同じ		51千円	51,000円

V 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	市 長		1,035,000 円		
	副 市 長		895,000 円		
報 酬	議 長		730,000 円		
	副 議 長		690,000 円		
	議 員		635,000 円		
期 末 手 当	市 長		（令和5年度支給割合） 4.50月分		
	副 市 長		（令和5年度支給割合） 4.50月分		
退 職 手 当	市 長		（算定方式） 給与月額×在籍月数×（50／100）×（50／100）		
	副 市 長		給与月額×在籍月数×（35／100）×（70／100）		
			（1期の手当額）		（支給時期）
			12,420,000円		任期ごと
			10,525,200円		任期ごと

（注） 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

Ⅵ 公営企業職員の状況

(1) 水道事業費用

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与比率
5年度	千円 7,052,977	千円 370,095	千円 785,625	% 11.1	% 11.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 101,402 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 119	千円 498,014	千円 154,626	千円 234,387	千円 887,027	千円 7,454

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
豊中市 (水道事業)	48.3 歳	405,301 円	625,618 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊中市(水道事業)	豊中市
1人当たり平均支給額(5年度) 1,856 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,618 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

豊中市(水道事業)			豊中市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%)			定年前早期退職特例措置(2%~20%)		
1人あたり平均支給額	0 千円	20,456 千円	1人あたり平均支給額	2,958 千円	20,176 千円

(注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		66,206 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		513,225 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	12 %	129 人	12 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		2,763 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		70,846 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		30.2 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納等整理手当	窓口課に所属する者	外勤の滞納整理業務に従事した職員	日額…470 円
現場作業等従事手当	配管工	道路上作業等に従事した職員	日額…470 円
防災・災害緊急援助業務従事手当	全職員	屋外において防災業務に従事した場合	日額…1,500 円 (昼間のみの場合は 900 円、夜間のみ又は昼間と夜間にまたがる場合は 1,200 円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	36,059 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	280 千円
支給実績(4年度決算)	39,786 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	311 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 満 16 歳の年度始めから 満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		17,338 千円	254,971 円
住居手当	借家・借間(最高支給額) 31,000 円	同じ		10,068 千円	359,571 円
通勤手当	交通機関等利用者(最高支給額) 55,000 円 交通用具利用者 5,000～11,300 円	同じ		11,477 千円	119,552 円
管理職手当	支給額 部長(85,000 円) 次長(72,000 円) 課長(62,000 円)	同じ		10,692 千円	763,714 円
休日給	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務 1 時間あたりの給与額の 135/100	同じ		(時間外勤務時間に含む)	
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10 時～ 午前 5 時の間に勤務 勤務 1 時間あたり給与額の 25/100	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	1 回につき 8,000 円	異なる	1 回につき 5,100 円	5,856 千円	225,231 円
管理職員特別勤務手当	災害等により週休日等に勤務 部長(10,000 円/回)、次長・課長(8,000/回) 勤務日の深夜の場合は 部長(5,000 円)、次長・課長(4,000 円/回) それぞれ勤務が 6 時間超であれば上記額に 150/100 を乗じる	同じ		0 千円	0 円

(2) 下水道事業費用

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占め る職員給与比率
5年度	千円 12,969,727	千円 135,567	千円 729,050	% 5.6	% 5.7

(注)資本支弁職員に係る職員給与費 120,279 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 127	千円 489,422	千円 129,842	千円 230,064	千円 849,328	千円 6,688

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
豊中市 (下水道事業)	44.7 歳	373,344 円	564,520 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊中市(下水道事業)	豊中市
1人当たり平均支給額(5年度) 1,763 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,618 千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

豊中市(下水道事業)	豊中市
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20年 19.6695 月分 24.58688 月分 勤続 25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35年 39.7575 月分 47.70900 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.70900 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%) 1人あたり平均支給額 0 千円 16,056 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20年 19.6695 月分 24.58688 月分 勤続 25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35年 39.7575 月分 47.70900 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.70900 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%) 1人あたり平均支給額 2,958 千円 20,176 千円

(注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	63,117 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	478,159 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	12 %	132 人	12 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		453 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		56,625 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		6.1 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
大型特殊自動車運転業務従事手当	猪名川流域下水道事務所技能職員	大型自動車または特殊自動車の運転業務に従事した職員	日額…100 円 (特殊自動車は 150 円)
現場作業等従事手当	庄内下水処理場及び猪名川流域下水道事務所に所属する者	下水道のしゅんせつ作業、道路上作業、高木の剪定等の高所作業に従事した職員	しゅんせつ作業 日額…600 円 道路上作業 日額…470 円 高所作業 日額…400 円
防災・災害緊急援助業務従事手当	全職員	屋外において防災業務に従事した場合	日額…1,500 円 (昼間のみの場合は 900 円、夜間のみ又は昼間と夜間にまたがる場合は 1,200 円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	15,994 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	121 千円
支給実績(4年度決算)	14,060 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	103 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 満 16 歳の年度始めから 満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		17,866 千円	235,079 円
住居手当	借家・借間(最高支給額) 31,000 円	同じ		12,876 千円	338,842 円
通勤手当	交通機関等利用者(最高支給額) 55,000 円 交通用具利用者 5,000～11,300 円	同じ		14,831 千円	124,630 円
管理職手当	支給額 部長(85,000 円) 次長(72,000 円) 課長(62,000 円)	同じ		6,855 千円	761,666 円
休日給	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務1時間あたりの給与額の135/100	同じ		(時間外勤務時間に含む)	
管理職員特別勤務手当	災害等により週休日等に勤務 部長(10,000 円/回)、次長・課長(8,000/回) 勤務日の深夜の場合は 部長(5,000 円)、次長・課長(4,000 円/回) それぞれ勤務が6時間超であれば上記額に150/100を乗じる	同じ		0 千円	0 円

(3) 病院事業費用

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 22,298,714	千円 ▲685,763	千円 10,667,065	% 47.8	% 48.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 802	千円 3,073,324	千円 2,219,765	千円 1,401,242	千円 6,694,331	千円 8,348

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
豊中市 (病院事業)	38.7 歳	363,181 円	678,663 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊中市(病院事業)	豊中市
1人当たり平均支給額(5年度) 1,722 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,618 千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

豊中市(病院事業)	豊中市
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.58688 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.70900 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.70900 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%) 1人あたり平均支給額 1,214 千円 22,916 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.58688 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.70900 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.70900 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%) 1人あたり平均支給額 2,958 千円 20,176 千円

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		418,304 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		518,344 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域(医師除く)	12 %	692 人	12 %
医師	16 %	110 人	16 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		313,554 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		475,803 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		80.2 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病原菌・感染症取扱手当	① 中央診療局に臨床検査部に勤務する検査技師 ② 医師・看護師・准看護師・助産師	① 病原菌の検査業務に従事した場合 ② 感染症患者または感染症の疑いがある患者の診療に従事した場合	日額…290 円
放射線取扱手当	放射線を人体に対して照射(撮影を含む。)する業務に従事する職員	③ 左記業務に従事した場合	① 日額…230 円
ハイリスク分べん管理業務従事手当	医師	診療報酬の算定方法に規定するハイリスク分娩管理加算の対象患者に係る分べん業務又は術後の管理業務に従事した場合	1件につき…40,000 円
深夜業務従事手当	看護師・准看護師・助産師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行なわれる看護等の業務に従事した場合	勤務1回につき…10,000 円 (ただし、その勤務に含まれる深夜における勤務時間が4時間以上7時間未満の場合5,700 円、2時間以上4時間未満の場合にあっては4,300 円、2時間未満の場合2,800 円)
救急搬送受入業務従事手当	医師	救急外来において当直又は日直時間帯に救急搬送患者の診療に従事した場合	一般救急外来において当直勤務に従事した場合にあっては4,000 円、日直勤務に従事した場合にあっては2,000 円、救急外来で救急搬送患者の診療に従事した場合にあっては1件につき1,000 円
緊急医療業務従事手当	医師又は歯科医師	①正規の勤務時間を超えて勤務しているとき及び当直勤務をしているときに緊急を要する手術又は処置を行った場合 ②勤務時間以外に臨時又は緊急の必要により、病棟等の職員から要請を受けて出勤し、手術又は処置を行った場合	手術又は1人の医師等が1患者につき診療報酬の算定方法に基づく診療報酬点数が1,000点以上の処置を行った場合にあっては1日につき7,500円(ただし、点数が1,000点未満の処置を行った場合にあっては3,750円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(5 年度決算)	771,178 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(5 年度決算)	1,092 千円
支給実績(4 年度決算)	768,618 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(4 年度決算)	956 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5 年度決算)	支給職員 1 人あたり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 満 16 歳の年度始めから 満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		61,565 千円	233,201 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給する月額上限 28,000 円 ただし、豊中市内の住宅に居住する職員は月額上限 31,000 円	同じ		92,369 千円	353,903 円
通勤手当	交通機関等利用者(最高支給額) 55,000 円 交通用具利用者 5,000～11,300 円	同じ		91,385 千円	143,914 円
管理職手当	支給額 部長級 (85,000 円) 次長級 (72,000 円) 課長級 (62,000 円)	同じ		64,634 千円	950,496 円
初任給調整手当	医師、歯科医師に対し、在職期間に応じ 301,800 円までの範囲内で支給(最長支給期間 35 年)	異なる	在職期間に応じ 301,800 円の範囲内で支給	338,464 千円	3,076,947 円
休日給	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務 1 時間あたりの給与額の 135/100	同じ		(時間外勤務時間に含む)	
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10 時～午前 5 時の間に勤務 勤務 1 時間あたり給与額の 25/100	同じ		81,361 千円	180,003 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休日など

項 目	内 容
1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分（8時45分～17時15分）
休日	土曜・日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 休暇

休暇の種類	取得要件など	付与日数（1年度）
年次有給休暇	—	20日（翌年度に限り、残日数を繰越可）
療養休暇	負傷又は疾病により3日以上療養を要する私傷病にかかった場合又はがんの治療のため病院に通院する場合等	90日
生理休暇	生理日に勤務することが著しく困難な女性職員	1回2日
不妊治療休暇	不妊治療を受ける場合	有給5日（体外受精等の不妊治療の場合は10日）、無給6日
出産休暇	女性職員が出産する場合	出産予定日前8週間 出産後8週間
通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで4週間に1日、満24週～35週まで2週間に1日、満36週から出産まで1週間に1日、出産後1年まではその間に1日
妊娠障害休暇	妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	7日
出産補助休暇	職員の配偶者等が出産する場合	3日
育児参加休暇	職員の配偶者等が出産する場合	7日
ドナー休暇	骨髄移植の骨髄液提供のため検査又は入院する場合	必要と認められる日数
ボランティア休暇	報酬を得ないで社会貢献活動（災害支援活動等）を行う場合	5日
服喪休暇	親族が死亡した場合	続柄に応じて付与 例．配偶者10日、父母7日
結婚休暇	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過するまでの間に取得	7日
夏季休暇	7月1日から9月30日までの間に取得	6日
長期在職休暇	在職期間が10年、20年又は30年に達した職員	在職期間に応じて付与 10年2日、20年3日、30年5日
看護休暇	職員の子（満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が負傷し、又は疾病にかかった場合等	5日 子が2人以上の場合は10日
短期介護休暇	親族で2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をする場合	5日 要介護者が2人以上の場合は10日
介護休暇	親族で2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合	3回を超えず、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間
介護時間	親族で2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合	3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内
子育て部分休暇	小学校等に就学している子を養育する場合	勤務時間の始め又は終わりに1日につき2時間を超えない範囲内

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得状況

《教職員以外》

(単位：人)

	令和5年度の取得者数			令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった者
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	
男性職員	48	14	0	75
女性職員	77	52	2	77
計	125	66	2	152

《教職員》

(単位：人)

	令和5年度の取得者数			令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった者
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	
男性職員	14	8	0	32
女性職員	57	48	19	57
計	71	56	19	89

(注) 「令和5年度の取得者数」には、令和5年度中に取得可能となり取得した者のほか、令和4年度以前に取得可能となり令和5年度から新たに取得した者が含まれるので、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」と必ずしも一致するものではありません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

(単位：件)

	免職	降任	降給	病気休職	起訴休職
教職員以外	0	0	0	71	0
教職員	0	0	0	22	0

(2) 懲戒処分

(単位：件)

	免職	停職	減給	戒告	訓告	厳重注意
教職員以外	0	1	0	1	6	2
教職員	0	1	5	2	4	11

7 職員のサービスの状況

地方公務員法により、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務規定・禁止規定が定められています。

(技能職員及び地方公営企業法の企業職員にあたる職員は、地方公務員法が一部適用除外にされるなど、法適用が異なります。)

地方公務員法第38条（営利企業等の従事制限）に係る許可件数	教職員以外	13 件
	教職員	26 件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法により、退職者のうち民間企業等へ再就職した者は本市に対しての働きかけが規制されています。

本市では退職者のうち再就職した者に対し、平成28年4月1日より再就職情報の届出を条例により義務付けており、それをもとに退職管理の適正化を実施しています。

(1) 令和5年度退職者数

203人

(2) 再就職情報の届出件数

5件

(3) 再就職状況

再就職先 区分	国または地 方公共団体 の機関	独立 行政法人	公益法人	学校法人等	営利法人	自営業	その他
届出数	0	0	2	0	0	2	1

9 職員の研修の状況

《教職員以外》

研修名	実施件数	延べ参加人数
人事課主催研修	66	3,670人
基本研修（新規採用職員研修～管理職員研修ほか）	39	2,312人
課題研修	27	1,358人
職場研修	7	746人
派遣研修（専門研修機関主催、他団体と共同研修ほか）	74	251人
自主研修・研究事業（グループ研究支援事業ほか）	3	426人

《教職員》

事業名	担当部局	内容	指標	令和5 年度	単位
教職員研修推進事業	学校教育課	教職員対象の人権教育研修の企画・運営を行い、各種研修会への参加促進をめざし資料代等の費用を支援した。	教職員対象 人権研修 開催回数	11	回
大阪府豊能地区教職員 人事協議会事務	教職員課	3市2町の府費負担教職員について、採用選考テストを大阪府とは別に独自で実施し、また、管理職等の任用に係る選考、人事交流、初任者研修及び10年経験者研修、給与の算定に関する事務を実施した。	豊能地区独自 での教員採用 選考テストの 合格倍率	3.4	倍
音楽実技研修	教育センター	小・中学校教員の音楽指導に対する専門的資質と実技に関する指導力の向上を図った。	延べ参加人数	4	人
管理職研修会(校長)	教育センター	校長職としての識見を高め、学校経営能力の向上を図るため、学校教育をめぐる諸課題についての研修を行った。	延べ参加人数	174	人
管理職研修会(教頭)	教育センター	教頭職としての識見を高め、学校経営能力の向上を図るため、学校教育をめぐる諸課題についての研修を行った。	延べ参加人数	304	人
教職員の研修	教育センター	小・中学校の教職員を対象にキャリアステージ、教育課題、専門性、教科領域別に応じた研修を企画し、教職員の資質向上に寄与する総合研修を推進した。	延べ参加人数	5,853	人
障害児教育関係研修	児童生徒課	支援教育研修、支援教育コーディネーター研修を開催した。	延べ参加人数	2,411	人
生徒(生活)指導研修	児童生徒課	「成長を促す指導について」「いじめの認知について※法的な観点から」「今、増えている！？ネット依存・スマホ依存・ゲーム依存」をテーマに教職員研修を行った。	延べ参加人数	102	人

事業名	担当部局	内容	指標	令和5年度	単位
教育相談研修業務	児童生徒課	臨床心理士・弁護士等を講師に招き、学校で想定させる困難な事例を「子ども理解」「保護者理解」の視点をもって対応できるよう、研修を実施した。	延べ参加人数	149	人
不登校支援研修	児童生徒課	一人ひとりの子どもに応じた適切な支援や子ども理解を深めるとともに、生徒指導や学級経営の充実を図れるように実施した。	延べ参加人数	53	人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公務員法第42条の規定による職員の厚生制度については、「職員の厚生制度の実施に関する条例」に基づき、一般財団法人豊中市職員厚生会に加入させることにより実施しています。また、健康診断等については、「豊中市職員安全衛生管理規則」に基づき実施しています。

豊中市衛生福祉局に委託して実施して、ます。

市が実施する事業		※()内は令和 5 年度受診者数
・ 健康診断	定期健康診断(5,379 人)、有機溶剤取扱業務従事職員健康診断(66 人)、胃がん検診(326 人)、ストレスチェック (5,111 人) 等	
・ 予防接種	B 型肝炎ワクチン接種(3 回延べ 239 人)	
・ 健康相談	一般健康相談、メンタルヘルス相談、運動指導・相談	
・ 面接指導	長時間労働者に対する産業医の面接指導等	
・ 各種研修	衛生管理者受験講習会等の研修派遣 (13 種 延べ 62 人) 新任課長・新任係長メンタルヘルス研修等の実施 (9 種 延べ 881 人)	

一般財団法人 豊中市職員厚生会	
・ 市からの補助金	令和 5 年度決算額 49,849,112 円 (負担率 2.68/1,000)
・ 給付事業	健診等補助事業、人間ドック補助事業、各種給付金、カフェテリア方式給付事業、親睦スポーツ事業、サークル育成事業、資格等取得助成事業
・ その他の事業	献血推進事業、購買及び斡旋事業、生命保険団体取扱 等

(2) 共済制度

地方公務員法第43条の規定による職員の共済制度については、大阪府市町村職員共済組合が行っています。

大阪府市町村職員共済組合 (詳しくは共済組合のホームページ http://www.osaka-kyosai.jp/info/index.html をご覧ください。)	
・負担金の状況	令和5年度市負担金決算額 5,468,601,651 円
・実施事業	長期給付事業、短期給付事業、福祉事業、保健事業

(3) 公務災害補償

職員の公務上や通勤上の負傷・疾病に対する療養補償や休業補償などは、地方公務員災害補償基金大阪府支部で行っており、本市の令和5年度の基金への負担額は、35,748,291 円でした。また、職員の災害認定請求件数は、公務上の災害が42件、通勤上の災害が9件でした。

1 1 公平委員会の業務状況

職員の勤務条件に関する措置の要求（＊１）は、新規が４件、継続が７件あり、５件終了しました。職員に対する不利益処分に関する審査請求（＊２）は、継続が３件あり、２件終了しました（令和５年度）。

＊１ 「勤務条件に関する措置の要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関し、市が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

＊２ 「不利益処分に関する審査請求」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けたことに不服があるときに、公平委員会に対して審査請求ができる制度です。

（技能職員及び地方公営企業法の企業職員にあたる職員は、地方公務員法が一部適用除外にされるなど、法適用が異なります。）